わゆる「印紙条例一 揆」について(上)

社会運動としてのアメリカ革命を主要な観点として

津

晃

経験したかは、皮肉にも立場を替えて、今日われわれの問題ともなつている。 へだててイギリスの植民地であつた。植民地アメリカ人がどのように抵抗したか、抵抗の相違によつて彼ら同志がどのような対立を 数千マイルをへだてながら、 われわれが身近かに交渉せしめられているアメリカという国も、 かつては三千マイルの海を

印紙条例一揆にあらわれた様態は、革命の原型を提示するものではないか。急進的結社「サンズ・オヴ・リバティ」の結成とその分 に一分し、ともに「自由」の名のもとに」一つの階層は相反目するにいたる。独立戦争がアメリカ内二重の社会運動でもあるならば、 部と中下層との、植民地を蔽う共同の抵抗線がつくられた事実にあるばかりではない。一揆を経過することによつて協同線はしだい なお検討されるべき余地をもつ。独立宣言を十年余りも遡る印紙条例一揆が革命史に一時期を画するゆえんは、ここにはじめて上層 アメリカ革命が対英本国と対植民地内への二重の反抗であるという命題は、植民地社会抗争の複合性に対する着限において、いま たがいに「真のサンズ・オヴ・リバティ」を主張する――をとおして、アメリカ革命運動の社会的性格を見ようとする。

目 次

社会運動としてのアメリカ革命 問題提起に代えて-

印紙条例一揆をめぐる諸事情

(以上本号)

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

―二つの「サンズ・ォヴ・リバティ」――

四

抵抗陣営の二分化

「サンズ・オヴ・リバティ」とその構成

Æ. t

印紙条例一揆と一七七〇年の事件

_

アメリカ革命が英本国への反抗運動であつたと同時に、

動 除されたのである。 くこれによつて植民地時代の半封建的遺制はつぎつぎに排 になお不徹底な運動たるをまぬがれないけれども、ともか らして、アメリカ革命は市民革命として本来もつ限界以上 た地方がやがてそれと逆の方向を指すにいたつた点などか の廃止が少数の邦に限られたことや、 したという反面を無視することはできないし、また奴隷制 あつただけでなく、富裕者による土地投機の弊害をもたら である。もちろんこの場合、土地再分配が小農民に有利で 命にも似た土地所有上の変化が起つたことは周知のところ 見たが、とりわけ勤王派の財産没収によつてフランス大革 つたこと、 アメリカ自体内の政治および社会を民主化する運動でもあ ――という命題は、党派的偏見をもつてではあるが、す 最も素朴な表現を用いれば、 独立戦争をとおして社会的領域に広汎な変化を とのようなアメリカ自体内の社会運 ァ メリ 一時は廃止を決定し カ人同志の抗

の一端をうかがつて見よう。

立――のあつたとが指摘されているのである。 共同目標をもつてしても消し去ることのできない社会的対 共同目標をもつてしても消し去ることのできない社会的対 程度の深い亀裂――十三邦を挙げてイギリスに当るという 程度の深い亀裂――十三邦を挙げてイギリスに当るという でに革命戦争当時からとり上げられ、十九世紀七〇年代以

成果に恵まれる。断片的な嫌いはあるが、以下においてそいる。そしてとの点に関して、われわれはいくたの学問的とらいう対立はまず勤王派と愛国派との闘争に現われて

けれ い。だからまずボ 軍需品が必要である。 にするからである。戦争に訴えるには、戦争を続けるだけの 意がある旨を示すことによつて、本国を護歩させなけれ ならない。そうであれば、従来の抵抗方法はかえつて障碍と わち戦争をおこなうことによつて、或いは戦争に訴える決 諸法》は撤廃されていない)。とすれば別個の方法で、 V; でない(七四年のボイコットによつても、 力抗争へ突入した段階において、 ボ 地 国との妥協を考えてきた。 軍事的援助を得るため起草されたとするのである。事実一 七六五年来、 イコ 側 ばならない。 0 としてでなく、 なぜならボイコットは戦争準備をいちじるしく困難 くたの統制法を撤廃したからである。 ットは効果的な抵抗方法であつた。 ボ イ いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津) = ット 植民地は不輸入協定を結ぶことによつて、本 イコ と同時に大義名分のうえでは で打撃をうけた国内商工業者の反撥に遭 それには外国の援助を俟つほかはな ットを放棄し、 《自由な国民》であることを公言し なぜなら本国議会は常に、 もはやボイコ 港を世界に開放しな 同年の しかしすでに武 それゆえ従来 ットは有効 《イギリス 《強圧的 すな 植民

派

えることには多少の反省が必要とされる。 酌すれば、 もつたものでもあることが再確認されてきた。この点を掛 をくわえることによつて革命勢力を糾合する対内的意図 く評価されなければならない。しかし今日では、 推進、 自覚させ、 的目的だけでなく、 月二日の独立宣言とが自明的連関において捉えられている。 たのである、と。ことではイギリス重商主義 に開放したときから、 インターコースという従来の抵抗方法を揚棄して港を世界 はない。とうして一七七六年四月六日、 える国はないからである。とすれば独立の宣言以外に方法 なければならぬ。けだしイギリス臣民にとどまる以上は、 《叛徒》と呼ばれても致し方なく、 (愛国保守派の一部、 とれらファイやベッカーの研究の画期性は、 奴隷貿易の奨励)に反撥した四月六日の宣言と、 二つの形態の宣言を自明的連関にお 強硬な独立反対論者には財産没収その 独立に同調しえないアメリカ内の保守 独立宣言は自明的 勤王派) に彼らの主張の無益さを 叛徒に全面的援助 大陸会議がノン・ に約 それゆえハッカ 束 (航海条例の V いまなお高 され ての 他 単に対外 の鉄槌 み捉 て を与 七

(425)

と の 勝利として一応区別する。 すころは一様にアメリカ人同志の抗争という問題であつた。 場 頃までの歴史叙述はホイッグ的 党派的歴史にかえろうとするかのごとくである。前世紀中 地方、或いは 見の一致を見た》、 方や大陸会議代表のあつたことを知つている。 言が愛国派同志のきびしい論争の後に採択された事実は、 問わず広く愛国派から要求されたのに反し、 重視し、前者を保守派の圧倒的利害代弁、後者を急進派 あくまで科学性を尊重しながら十九世紀中頃までの素朴な の前夜まで代表の意見がまとまらない》、《当日ようやく意 ー教授は著名な論文において、 ≪宣言の採択後二週間して公式にこれを承認した》という 《遺憾の念をもちながら獨立に同意した代表》のことであ に偏り、 間の事情を語つている。 いずれにしても独立宣言に関する今日の学問的動向は 科学的歴史とはいえなかつたが、 《独立時期尚早論を固持し当日欠席した代表》、 《代表に賛否決定の権限を与えない》、 四月六日の宣言が保守・急進を 現にわれわれは次のような地 二つの宣言の意味的懸隔を ・トーリー的どちらかの立 七月二日の宣 それらのめざ 《宣言採択

といえるのではないか。今日の方向は、高次の立場からそれらへの一種の復帰現象

||1植民地として真先きに独立に同意したのはノー

ス・カ

つた観がある。 年二月(独立同意のわずか二カ月まえ)、 研究は皮肉にも 急進主義の温床とする神話は成り立たない。 ジ 劇を生み、 統一を見たことを意味するのではない。 は同地が概して内部的対立を経験せず、 てノー から始められたが、一九三〇年代の前半に史料集 に味方した。との限りにおいては、 つたという重大な例外を見いだす。総じて両カロ この同胞相刻においては、 の最初の主要な武力闘争が起つて父子・兄弟が相剋する悲 Ħ = ライナであつたが ージアなど最も南部のョ ・カロライナ)が公刊されてから既定の事実とな 血を流してはじめて愛国派が制勝した。 ターナ (一七七六年四月十二日)、 かず ファ フロンテ ļ ンテ マンやスコ フロンテ ィア理論を発表した頃 ィア農民が勤王派であ はやくから世論 逆にこの地 アメリカ人同志 'n なおこういう ィアを単純に 习 I そのこと ライ は勤王 (主とし しかも で七六

(426)

ギリス正規軍に所属したアメリカ人の総数は約五万、® Arnold) んずく勤王派によつて編成された《King's American Dra-焼打ちした勤王派もあつた。 部のフロンティアを荒掠した。またアーノルド(Benedict には南部フロンテ 軍を組織 て敵陣内にまぎれこんだ。 イギリス側に密告したし、 愛国派との戦の決意のほどを示したといつてよい。 派は家の煙突に黒帯を巻き、 王派の或るものはスパイとしてアメリカ軍の規模や作戦を なければならなかつたしマサチュセッツの或る地方の勤王 過する際、 とえばニ の相刻は、 (三)ノース はイギリス正規軍の中心勢力であつたといわれる。 の反軍に投じ、 J., 程度の差を示しつつ各地でくりかえされた。 勤王派の脅威をうけて絕えず生命の危険を感じ 1 ・カロライナにいちはやく現われた同胞・家族 土民を味方に入れて一七七六年および七七年 듸 l イアを、 クの愛国派はウェ ヴァジニア愛国派の拠点を掠奪・ 七八年にはペンシルヴァニア北 そのうえ勤王派は進んで反革命 他のものは愛国派の分裂を策し 勤王派軍 彼ら同志の目じるしとした。 スト (四十個部隊) チ x. スター郡を通 事実勤 なか

(427)

穏健な勤王派にして極右派に転向した人々もあつた。 つた。 反抗すれば、国事犯として財産を没収された。その結果、 貨を当てることを強制された。こういう措置にすこしでも 課せられ、商品販売には下落した通貨で、債務支払には正 が負わなければならなかつた。そのほか二重・三重の税 の家の近くで掠奪がおこなわれた場合、その償いは勤王派 態度で臨んだことはいうまでもない。後者は一切の® 権利を奪われ、 四こういう状態であつたから、 = = ーヨークとサウス・ 専門的職業にたずさわることも許され カロライナとでは、 愛国派が勤王派に強硬な 勤王派 政治的 なか

た

どとく、 翌年にはサウス・カロライナも同様の措置に出 万三千四百十三ポンド)。一般民衆が年四十ポ ス政府に要求している。 年十月までにサウス 勤王派の財産没収およびその売却を諸邦に斡旋した。八一 内乱の勃発後二年半にして 愛国派による最大の報復は、 勤王派内の五千人が失われた財産の償いをイギリ • 力 その額千万ポ П ラ (七七年十一月)、大陸会議は イナ 勤王派財産の没収であつた。 を除く諸邦がこれ ン F 以上 ンドで暮して (千五十八 れに従い、 周知 0

ķ٦

わゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津

あろう だのは理由のないことではない。これら逃亡者のうちべへ 参議会や代議会を設けて将来発展の基礎をきずいた)。 ス勢力の確立に寄与したことも否定することはできないで した人々があつたことも看過してはならない。しかしまた ナダに安住の地を見いだそうとした。もちろん戦後ひき返 派が中部諸邦を《敵の国》(the enemys country)と呼ん ゆけた事実からすれば、® マ諸島や英本国に去つたものはそれぞれ数千人、大半はカ ニアでも脱出者は同邦の革命軍に投じた数を凌いだ。 人、邦人口への割合において一頭地を抜き、ペンシルヴァ 八万ないし十万にのぼつた。ニューヨークだけで三万五千 ンベリ鉱山)に放りこまれ、生命を絶つた場合もあつた。 地下百五十フィートの荒廃した鉱山 知られる。それだけではない。捕えられた勤王派にして、 《勤王の地下墓地》(Catacomb of Loyalty)といわれる。 | 田史家によつて計算は違うが、国外に脱出した勤王派は 勤王派の脱出という事実が、 (移住地 を開拓し、教会、民事・海事裁判所をつくり、 勤王派の損失の大きかつたことが カナダにおけるイギリ (コネティカットのシ 愛国 誇

つて、新世界への恒久的勢力を打ち立てたのである。張していえば、イギリスはアメリカ植民地を失うことによ

ごとくいつたと伝えられる。 ものであつた。 治——急進派の勝利、そして封建的遺制を究極的に排除し つても明確に存在し、アメリカ革命の基本的な命題となる て捉えられる。だがそらいら抗争は独立戦争の真只中にあ た第二次アメリカ革命は、すべて社会的連続の一こまとし リカ政治・社会史の中核を構成する。その起点と見られる という問題が解決された後にいつそう重要性を増してアメ およびとれと結んだ勤王派勢力を一掃した後、つまり独立 れて反目し合つたのである。 はない。本国に一様に抵抗した愛国派自身が、二派にわ 争は、単に勤王派と愛国派との一元的闘争にとどまるので 《シェーズの叛乱》 しかし独立戦争の側面につづけられたアメリカ内部の抗 保守派の制勝、 ヴァジ ジェ ニアの或る愛国派プラ 急進派の反撃、 ファ この両者の抗争こそ、本国 「紳士の諸権利は人間の諸権 ソ ンやジャ 合衆国憲法の制定 クソンの民主政 ターは次の か

とする主張は、 るのではない ことはできても、 胞の敵であると思われた。 おさめつつある愛国派の地主や商人は、 ば、 戦つたのである。 紳士による紳士のための紳士の政治を念願して独立戦争を 愛国保守派は一六八八年のイギリス名誉革命を手本に 内の民衆勢力を不当に膨脹させないためであつた。® 単にイギリス 独立宣言の採択後、 らであつた。 したのは、 えば中部における彼らの代表者ジョン・ディッキンソンが 愛国保守派が独立戦争に投じた一つの動機であつた。 保守派の感情を表わしたものといつてよい。この感情こそ、 利に従属せしめられてはならない」と。この言葉は端的に® 政治的発言権を独占し祖国愛の名において戦時利得を たしかにアメリカの危機を救おうという意図か か、 しかし祖国を救うということは彼にとつて、 への抵抗だけでなく擡頭しつつあるアメリカ アメリカ自体内に対する要求としても存在 ځ 同胞の名を騙る新しい支配者に征服され しかし選挙権をもたない民衆側からすれ 所信をひるがえし進んで戦闘に参 とうして たとえイギリスや勤王派に勝つ 《代表なくして課税なし》 動王派に劣らず同 いわば たと į 加

> される危険を感じたのも、 だから将校たちが背後から兵卒つまり民衆によつて射ち殺 そのものが、同じ戦線にあつて反目し合つたわけである。 としく銃剣をとつてイギリス軍や勤王派に敵対した愛国派 価値をもつにいたつたのである。この意味においては、 理由のないことではない。 Ų.

戦争の過程において愛国両派がいかに敵対し合つたかは容 易に推察されるところである。 のものがこういう事情のもとに採択されたとするならば、 く示されている。 意味的懸隔、 採択にいたる事情・ 愛国派同志の敵対関係は先に触れたごとく、 独立是非をめぐる見解の衝突――のなかによ 独立戦争の起点ともいうべき独立宣言そ ――四月六日の宣言と七月二日の宣言の 共通の敵に抵抗しながら、 独立宣言の

う — といわなければならない。なぜならそれは戦争の遂行とい や勤王派への公然たる武力抗争以上に深刻なものがあつた λ). に反撥したということは、 時的な問題ではなくて、 連合のなかにあつて諸邦はどのような自主性をもつ 新しいアメリカ連合をどうす 考えようによれば イギリス軍

V

そしてそのために協力しながら、抵抗するもの自身がたが

わゆる「印紙条例一揆」について(上)

る

ح کے べきか 議会に対して要求した《代表なくして課税なし》の原則も、 憲法制定の問題) なかつたことは、 権をめぐる大陸会議内の紛争によつて三年近く効力を発し 六年六月にはやくも起草委員会が設けられながら、翌年十 対主権を与えた連合規約がつくられたのである。しかし七 憲法の制定にあたつては保守派が優越した。つまり前者に 連合体をつくる問題では概して急進派の意向が反映し、 れらをちく一紹介する余裕はないが、要言すれば十三邦の 国両派の争いはこの二つの領域に鋭くあらわれている。 建設的な問題をめぐる抗争であつたからである。事実、 くるか、どのような邦憲法をつくるか――という永久的 つくつたところがわずか四つ(ペンシルヴァニア、 月まで批准されなかつたこと、批准後も西部の土地所有 ては、 アメリ 独立宣言の政体論を具体化し諸邦にそれぞれ絶 具体的にいえば フ | カ民衆が においては、 ス 両派の葛藤を示している。 イギリス議会に対してと同時に自邦 力 ロライナ、 《連合規約》 十三邦のうち革新的憲法を ジョ 1 をどういう風につ ジア) であつた なお後者 = = (邦 邦 ح 愛 1

> 代に保守主義最大の牙城であつたペンシルヴァニアは、 て、 制議会、 の差なくキリスト教徒の信仰の自由、 立宣言と同じ年に百八十度の旋回をとげ、 わずか二つの邦(ペンシルヴァニア、ノース・カロライナ) せられる憲法を作成した。つまり出男子普通選挙、 た地方でも、その後改悪の過程をたどつたことなどによつ で実現されたにすぎなかつたこと、 保守派の優越を知ることができる。 四最高権をもつ議会の権限を侵さないよう規整さ 一時革新的憲法を謳つ 日毎年開かれる一 たとえば植民地 最も革新的と称 (1)新旧 院 独

たペンシルヴァニアの保守化は、同じ頃合衆国憲法に象徴る。ところが戦時中および戦後の過程にあつて進歩性はしたいに影をひそめ、一七九〇年の憲法では次の規定におきだいに影をひそめ、一七九〇年の憲法では次の規定におき代えられた。拒否権をもつた一元的行政部および立法参議代えられた。 上不権をもつた 一元的行政部および立法参議が といわれるサミュエル・ア 調つた。 それは急進主義の牙城といわれるサミュエル・ア

されたアメリカ全体の保守化と相即する。

いずれにしても

れた二元的行政部(しかも行政部は拒否権をもたない)を

協力の反面、 争完遂への意欲に劣らない強さをもつてつづけられたとい 後における保守化の趨勢を示すものであり、 上に述べた二、三の例は愛国派内保守と急進との相剋、 新しい連合や邦の在り方についての紛争は戦 独立戦争 Ø 戦

つてよいのである。

場から補充され、 ぐれて個性的なものであり、 0 のがやがて空を蔽らまでに拡がるものであつて、 えるという流動性をもつている。 無視することはできない。 きな党派に成長した。われわれはまずこのディナミークを 力となつたし、愛国派もまた中立的な人々をひき入れて大 1 進の諸陣営は、 リー)は、独立宣言の後には充分愛国派に対抗しうる勢 進展は愛国主義の発展と平行している。 ところでこのような勤王派と愛国派、 六六年には一にぎりの勢力にすぎなかつた勤王派 革命運動の進展につれてそれぞれ中立的立 はじめ地平線上一つかみの雲であつたも と同時に陣営の色分けはまたす 同一の個人や集団が陣営を変 たとえば七四年の第 愛国派内保守と急 事実一七六五年 勤王主義 (F П

> ると、 に同意した人々である。さらに独立の問題がもち上つたと 派による暴力的な反英運動を抑えるためアソシエ 武力抗争を拒否するものが出た。 人々は勤王派として非難されたが、翌年武力抗争がはじま 大陸会議で愛国派は《コンティネンタル・アソシエー ン》 (Continental Association)を支持し、これを拒否した かつてアソシエーショ ンに同意した人々のなかから これらのグル 1 ļ プは急進 シ ショ

した。 が可決されると、これを遺憾として勤王派に走つた。 立には反対して勤王派に与した。 ははじめ独立に反対であつたが、究極は独立のために奔走 ろがディッキンソン、 大陸会議に出席しアソシエー ップ (John Alsop) は第二回大陸会議に出席したが、 ークの代表的商人アイザック・ロウ(Isaac Low)は第 る。 イギリス軍に占領された地域において、 しかも独立宣言の後でさえ、 ロバート・ ショ 同じくジョン・オ モリス、 ンに署名した。しかし独 こういう変化が起つて ジョ 或る中立派 ン・ジ 1 とこ ル ソ

はこれに追従し、同じ状況のもとで他の中立派は愛国派に

V

V٦

わゆる「印紙条例一揆」について(上)

(今津)

きも、こういう移動があらわれている。

たとえばニュ

1

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

授もつとめてこの観点から革命の陣営を捉えようとする。 触れたところである。 ぶる困難な事態の後に、 探究ではなくて、 れまでのような勤王派の行動やその取り扱われ方に関する バ たるあらゆる階層をふくむ」とされているし、グリー 転じた。そのほ 四中道を行こうとして同僚に拒絶された場合、 定の主要原因は同じ革命派によつて疎外されたという意識 件において平列的に論ぜられている。⊖もともと保守的な た点で画期的意義をもつ)でも、 また比較的最近における注目すべき研究(イェール大学ラ 時移住した質困な人々から最初に移住した富裕な家庭にい な研究によれば勤王派は七つのグループに分けられ、 かでも老人が愛国派となつた例外などについては、すでに IJ | ス政府への抵抗を道徳的悪と考える、 日概して宗教的信念から、憲法上の権威および 教授による初期アメリ か ŀ 同 ーリー・マインドを本格的にとり上げ フリック博士 (A. C. Flick) の有名 家族の成員が敵対しあつた場合、 究極の立場をとる――こういう決 カの保守主義論 勤王派は八つの多様な条 国徐々に且つすこ 田イギリス 本書はこ イギ ン教 近近 な

> ろうという危惧である、と。 性のまえに茫然とせざるをえないのである。 別探究を使命とするならば、 混乱が永続化し、 深い、八ペシミスティッ 知りながら、 の感傷的愛着、 それをできるかぎり延ばそうとする、 無智。 無秩序な連中を優越せしめるであ 1 歴史研究がきわめて徴細 われわれはこの多様性と流動 独立を達成すれば革命期 独立の不 可 避なことを 出用心

官吏、 済的地位のもたらしたものであるのみならず、 たうえで八つの点を理解しなければならなかつたのである。 経済的私利の問題が重要な役割を演じた。との事実を認め 王派といつても種々の個人的・集団的相違があつた。 る必要がある。なるほど彼において、勤王主義は社会的経 こで改めて、ラバリー教授の多様な分析の前提をふりか 画一的に決定することは、 とすれば、 方》(an attitude of mind) こういうわけで左右および左派内急進・保守の色分けを 大土地所有者、 それぞれの所属する社会層を基準にして勤王派 商人をはじめ多数の人々におい はなはだ困難である。 の結果でもあつた。 一概に 《物の考え しかしこ だが ては 勤

許されるであろう。 愛国保守派、愛国急進派の色分けを決定することも一応は

付勤王派 (4)イギリスと最も密接な関係をもち、或る場合には直 大び醸造業。要するに批つて巨大な利潤を追求する最も前期的な性格 の商業資本家。その生産の基礎は西インドおよび南部の、奴隷を使 であった大商業資本家。つまり経営規模が最大であり、 投機と奴隷貿易とに拠つて巨大な利潤を追求する最も前期的な性格 でする大規模な農業、イギリスによつて歓迎された北部の造船業お はび醸造業。要するに北部・中部のクェーカー的合法商人。ニュー よび醸造業。要するに北部・中部のクェーカー的合法商人。ニュー よび醸造業。要するに北部・中部のクェーカー的合法商人が強力 地として本国との関係が深かつたから、ここには勤玉派商人が強力 であつた。

どを通じて大商業資本家と結託した。(四中部大地主の大半、南部の最大ブランター。彼らは姻戚関係な

(や国王や領主の任命した知事および官吏、その追従者。特に参議 会は植民地オリガーキィの代表機関であり、ほとんど世襲的に二、 会は植民地オリガーキィの代表機関であり、ほとんど世襲的に二、 会は植民地オリガーキィの代表機関であり、ほとんど世襲的に二、 の支配的家族によつて占有され、勤王主義の牙城となつた。 に就けなかつたため、前者とあまり相違はない。

州最も安定した業務をもつ法律家。

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

□愛国保守派 (別イギリスと直接取引をしないか、または密輸には愛国保守派 (別イギリスと直接取引をしないか、または密輸には事した商人。毛皮貿易と密貿易が本職で、北部の農業および房猟が彼らの生産的基礎となる。七六年四月六日の宣言は彼らの利害を直接反映したものであり、英本国およびこれと結んで電商主義の恩恵をうけた合法商人への抵抗を意味すると解せられる(ただしの恩恵をうけた合法商人への抵抗を意味すると解せられる(ただしこのグループの一部には急進派もある)。

(四中部大地主の一部、南部タバコ・ブランターの大半(中小ブランター)。 タバコ栽培の不利益を補おうとして西部土地投機やブランター)。 タバコ栽培の不利益を補おうとして西部土地投機やブランターション・マニュファクチャに転じたブランターが、一七六三年以来イギリスの相つぐ対西部政策に脅かされ革命に走つたことは自然の姿である(中小ブランターの大半(中小ブラの)を定した業務をもつ法律家の一部。

(433)

に立ち、前期的色彩はほとんどないといつてよい小商人。な商品流通のうえに直接生まれてきた偶発的且つ零細な規模のうえは愛国急進派(の商業資本の最も初歩的な形態――きわめて単純

臼少壮の法律家・ジャーナリストなど。 臼西部農民――いわゆるヨーマンリーとスコッター。

何都市の労働者・職人。

份組合教会派および長老派牧師。

__

--

ずれかに与し、または中立的態度をとつたのではないか、というこ とである。この問題は将来改めて研究したい。 た人々――はそれぞれ事情に応じて勤王派、愛国派保守・急進のい 住、農業労働者や率公人を常時傭い、いうまでもなく選挙権をもつ 裕な農民》――労力補給の必要から古い比較的人口の多い地方に居 あつたこと。ハプランターの下、ヨーマンの上に位する《比較的富 あるか、または本国への秘かなる共鳴者であつたがへたとえばニュ が――も、大地主と行動を共にして勤王派に属したこと。 (ロメーソ 勤王派、十七名はその 共鳴者であつた)、 同ラインを下つ て タ バ ヴァーモントの小作農が愛国派であつたという重大な例外はある コ・プランテーション地方にゆけば、プランターの大半が愛国派で ーヨーク市商業会議所のメンバー百二人のうち五十四人は公然たる ン・アンド・ディクソン・ライン以北の上層階級は大半が勧王派で ロウアー・サウスの西部農民は本来勤王派であり、小作農の大半ー しては次の諸点が改めて附記ないし検討されなければならない。の 以上きわめて大雑把に各陣営を類別したが、こういう類型化に対

者はこれを極度に恐れながら独立運動がそのままで終らな派は対決しながら共通性をもつ。前者はこれを顧望し、後に革命的変化をもたらすと考えた点で、愛国急進派と勤王さてこれら三つの党派のうち、独立運動がアメリカ社会

は本国およびこれに追従する植民地オリガーキィを打破しは本国およびこれに追従する植民地オリガーキィを打破しようとする意図において愛国急進派と協同戦線を張りながら、概して、急進派のもとめた小財産所有者の社会をよろとばない。彼らは依然として紳士の社会、富裕者の政治を理想とする。この意味では協力者である愛国急進派よりも、かしろ敵対者である勤王派に近いといえるのである。そのととは先に述べたヴァジニア・プランターやディッキンソンの意向のなかに代弁されている。彼らに対して ペニュー・アリストクラット》という名称が附せられるゆえんである。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史ある。この愛国派内の抗争こそ、独立を成るのであるに、ところが愛国保守派には本国および、

点とするが、それは従来の革命方式の帰結として――むしつた現象ではない。独立という形の革命方式は七六年を起め、抵抗するもの同志のあいだに軋轢があつたということは、決して一七七六年にはじまがら、抵抗するもの同志のあいだに軋轢があつたというこがら、抵抗するもの同志のあいだに軋轢があつたというこ

要がある。ここに本稿が一七六五年――六六年の ものにすぎない。 る」とするジョン・アダムズの回想をいま一度検討する必 カ革命観とは逆に、それが たばかりである」というベンジャミン・ラッ ろ行きづまりの結果として――、ようやくその年到来した 「革命は独立戦争をもつて初幕を降ろし 「独立戦争前からはじまつてい シュ のアメ 《印紙

IJ

おかれるのである。 ® 様の対立、 る。 対しての、 して本稿の問題点は、英本国およびこれに通ずる勤王派に とするならば、 もしこの一揆が本国への一様の抵抗と同時にアメリカ内二 な大集団としての左右、 条例一揆》(Stump Act Riots)をとり上げたゆえ カ革命史上の重要な位置を与えなければならない。 なるほど当時においては、独立宣言後に見られるよう 特に愛国派同志の抗争の たがいに反撥する愛国派二様のレジスタンスに 独立宣言を十年も遡る時代の出来事にアメ 急進・保守の党派はない。 《原形》 を形づくつた しかし んがあ とう

観点からとり上げられ、 これまで印紙条例一揆は主として英本国対植民地という アメリカ内社会抗争の問題として

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)

(今津)

ギー抗争(主として宗教闘争)を指摘しようとしたミラ ベッカー、その同僚のアボット教授(W. C. Abbott) る印紙条例一揆の意義が問題視されてよいであろう。 かすぎない。なかでも一揆におけるアメリカ内のイデオ で筆者の方向は、これまでの研究過程を踏襲するものに はじめ、いくたの革命史家がこれに触れている。或る意味 ろんこういう研究がなかつたというわけではない。カ 地内の社会運動 は二義的にされてきた。しかしアメリカ革命が二重の運動 ホーム・ルールと独立のための戦であるとともに植民 ――であるならば、 後の分野において占め Ī らを もち

ディ IJ にむすびつけて見ようとする。 老派および組合教会派対アングリカン派の抗争を印紙条例 ィ》(Sons of Liberty)を宗教闘争での カン派牧師と印紙条例の実施とのあいだの直接的関係を センターズ》(Sons of Dissenters)におきかえ、 たとえ教授が植民地アング 《サンズ・オヴ 長

教授は社会闘争の際の急進的結社

ヘサ

ンズ

۰ 才 ヴ

リバ

テ

究を一歩前進させたものとして高く評価される。すなわ

教授(J. C. Miller)の問題点は、

それまでの社会史的

Ì

合まで時期を下げるべきであるとされる。合法商人は外国 <u>ls</u>) 年代の様態に比して初歩的且つ未成熟であつたといわなけ 王派と愛国派とへの分岐点は、 ればならない。 ていない。こういう点から見れば、 反感ないし無関心によつて、 て性格を異にする。 史家たちにも概して当てはめられるのではないか。 うに思われる (五、むすび参照)。 点からする一揆の位置ずけは、 教授にあつても、 例 のところ不明であるとするtical Stamp Act"というところまで進んだかどうか 抗争の問題にまでもち上げようとした教授の意図は印紙条 発見しようとして果さなかつたと して も----が確言するごとく、 揆における都市住民と農民との協同は、 揆の理解にはなはだ示唆的である。 或いはまたネッテ 社会運動としてのアメリカ革命という観 = = 商人層 | ――、社会闘争をイデオ 事実上の協同戦線はでき上つ ークでは農村に対する都市の の明確な分裂、 《タウンゼンド条例》 かならずしも明確でない とのことは、 ルス教授 六〇年代の抵抗は七〇 しかしまたミラー බ 植民地によつ すなわち勤 教授以前の "ecclesias 7 なるほ Nette-П の場 ギー V ょ ま

> 運動としての見地からもこれにアメリカ革命史上の起点的 にアメリカ内二重の運動の原型が示されるとすれば、 なハンディキャップがあるにかかわらず、もし一揆のなか 位置をひき下げる一因といわなければならない。 社会運動としてのアメリカ革命史における印紙条例 を保護者と見なすにいたつたのである。⑪ 商人との紛争に苦しめられ、ついにイギリスの官憲や軍隊 えばニ は一方でサンズ・オヴ・リバティ できるかぎり協定を回避しようとした。 遅延している。 意が抵抗運動に作用した結果、 政策に好意を示し、 または外領との不法貿易を抑えようとするタウンゼンドの 그 I : : : 結局協定は成立したが、 クにおいて、 自由商人との対立を尖鋭化した。 同条例に対する合法商人の好 第二回不輸入協定の採択は からの圧力、 との事実もまた、 こうして合法商人 その際にも彼らは 他方で自由 と の 社会 よう 揆の たと

こしでも補うことが本稿の派生的課題である。要点は植民来の史家たちの研究成果をうけ入れつつその不明確さをす

位置を与えてよいのではあるまいか。

いずれにしても、

従

__

で与えられる)。

常な反響をまき起した。チュセツおよびニューヨ

1

クをはじめ植民地の諸地方に異

植民地側における先例にもかかわらず、同条例は当のマサロ二百万程度であつた)、 労働者一年分の賃銀のうち一日口二百万程度であつた)、 労働者一年分の賃銀のうち一日口二百万程度であった)、 労働者一年分の賃銀のうち一日口二百万程度であった)、 労働者一年分の賃銀のうち一日口二百万程度であったり 一時的に体験している。そのうえがない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不はない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不はない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不はない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不はない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不いである。しかも印紙を開いて入るたりである。

(印紙条例通過の一カ月後に可決さる)、 或いは《勅令》糖条例》および《通貨条例》(六四年)、《軍隊宿営条例》 たるイギリス重商主義への反感、そしてごく近くでは《砂題ただ一つに原因をおくのではない。植民地時代多年にわ題をだ一つに原因をおくのではない。植民地時代多年にわり、

Ŧi.

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

六

連をもつものとして、当時植民地をおそつた経済不況が指、に、これで、大半が植民地議会にも代表されない(本国議会だけではない)という不満がからみ合つて印紙条例を機会にこれに結め、ニューハンプシャーからサウス・カロライナにいたるのが、ニューハンプシャーからサウス・カロライナにいたるのが、これで、本国議会だけではな大当がもつものとして、当時植民地をおそつた経済不況が指し、アメリカ人の大川が高いでは、アメリカ人の大川が高いでは、アメリカ人の大川が高いでは、アメリカ人の大川が高いでは、大川が出いが出いた。

摘されている。

る。 循環がある。ただし後者では恐慌や不況が主として商業中 代産業資本主義によつてはじめて出現したかのごとく考え に依拠して、 デルフィアを例にとれば、二つの長期景気変動がある。 があり、 心地に限られたのに反し、 られやすいが、それ以前の段階においても好況と不況との らの研究「植民地ペンシルヴ 植民地時代のアメリカにも後の意味における景気変動 ッ カ 十八世紀初頭から跡づけることができる。 ー教授はアン・ベザソン女史 次の見解を下している。一般に景気変動は近 前者の場合、 ァニアの物価」(一九三五年) (Anne Bezanson) 影響は普遍的であ フィ 第 ラ

> の後退期が革命の理解に注目される、 到来した。それゆえ六四年 まりフランスとの戦争によつて好況となり、 たつた。次いで七〇年――七二年にすこし回復し、七二年 がはじまり、六四年 重商主義統制の強化など諸般の事情によつて、またも後退 れ、六三年(終戦)までつづいた。戦争の終結、 民地商人の戦争参加によつて、 九年――五七年に後退が起つた。七年戦争の勃発および植 味をひく。 サイクルはそのなかに起つた短期の変動によつて、 であり、物価の上昇によつて特徴づけられる。 イギリス通商諸法の実施およびデフレ ィアでの経験は、他の商業植民地にも当てはめられる。つ ――七五年に三たび後退が起つた。こういうフィラデル た。こうして五七年来いま一度回復と繁栄の時期がおとず 四四年夏 ――六九年の期間の大半が不況期にあ 四九年春までが回復期であり、 物価のカーヴは再び上昇し - 六九年、 政策の結果、 戦争の終結 第二の長期 イギリス 特に與 不況が 七五年 四

ト教授(C. W. Wright)は、 次のごとく好況と不況とのとれに対しハッカー同様ベザンソン女史に依拠したライ

一は一七二〇年

---四四年頃、第二は四四年---八四年頃

六九年中頃には最低点に達した、と。 六年末まですとし上昇した後、再び物価は下向しつづけ、みたが、その後六五年中頃まで明確に低下した。次いで六時期を設定する。五五年――六二年に物価は急速な高騰を

年は、 印紙条例をめぐる騒擾期をふくんでいるのである。 にあつたということである。そしてまことにこの時期が であり、 況に当る」時期として、六四年 両者に共通する点は一七六四―六五年中頃が不況の真只中 な多少のズレや査定の密度の相違は枝葉末節にすぎない。 検討をくわええないことを遺憾とするが、 括されている。筆者に与えられた史料の不足のため適当な 六五年中頃 と見なされている。またライトがやや回復した時期とする される五五年 また査定の密度もやや相違する。 ハッカーにおいてそれぞれ後退、 カーとライトとでは査定のうえに多少のズレがあり、 六五年中頃 ——五六年、 六六年末は、 六六年末も依然として不況 不況期とされる六二年―― ハッカーにおいて「大半が不 ライトにおいて好況期と ―六九年の枠のなかに一 回復―繁栄の時期 しかしこのよう の渦中 六三

> え以下、不況のごく一端を指摘する程度にとどめる。 の勃発および進行に作用したであろうか。ライト教授が告 自しているごとく、不況の実態が未だ十分に研究されてい る。と同時にこの問題は本稿の意図―――印紙条例一揆にあ らわれた二つのレジスタンス形態と、一揆がアメリカ革命 らわれた二つのレジスタンス形態と、一揆がアメリカ革命 にもつ意義―――から多少へだたるところでもある。それゆ にもつ意義―――から多少へだたるところでもある。それゆ

るかかわらず不況の主要な原因は、六四年の統制的条例であつた」らされたのではない。変化のはじまりは六三年における旧糖蜜条例らされたのではない。変化のはじまりは六三年における旧糖蜜条例のより活潑な実施期にまで遡ることができる。さらにそれは不自然のより活潑な実施期にまで遡ることができる。さらにそれは不自然のよう活潑な実施期にまで遡ることができる。さらにそれは不自然のよう活潑な実施期にまで遡ることができる。さらにそれは不自然のよう活潑が大学の事業がある。

(439)

ない。たとえばJ・T・アダムズは戦争の終結にともなら自然的後商主義の強化にもとめるということには、多少の疑問がないこともある。もちろん教授のごとく不況の原因をよりすぐれてイギリス重右はシュレシンガー教授が経済不況の原因に対して下した見解で

(大意)

.わゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

易品の場合において、そうなのである。こういう結果が起りうるこ **糖条例)を継続・実施することから生ずる結果への人々の恐れは、** とへの心配から、警戒心が起るのは当然ではないか。この条例(砂 になる。ただ一つの植民地で、しかもわずか一年、わずか一つの質 の減退にくわえて魚類および木材を十万ポンドだけ完全に失うこと 地はイギリス製品を十万ポンドだけ少く輸入せねばならず、造船業 ぜなら五十パーセントの税は禁止というに値するから。その結果当 ればならない。いまやこの取引が禁止されたことを想像せよ――な これだけの分を購入するには、同額の魚類および木材を輸出しなけ 四ペンスとして、その価額は十万ポンド・スターリングにあたる。 すべては外領諸港から来たものである。一ガロンにつき一シリング 千ホグスへッドの糖蜜が輸入された。五百ホグスへッドを除いて、 然的後退との一条件をそれぞれ均等したウェートで提示している。 然的後退との一条件をそれぞれ均等したウェートで提示している。 ナードは次のように書いている。「昨年(六三年)当地には一万五 かすことのできない事実である。たとえばマサチュセッツ知事バー る。しかし戦後イギリスの統制が植民地経済に打撃を与えた点も動 それゆえ不況の決定的原因をただ一つだけ摘出することは困難であ る。これに対しハッカーやライトは、イギリス重商主義の統制と自命 理解しないで、砂糖条例に原因があるごとく誤解した、と述べてい ち、民衆は不況の真の原因が平時経済への切り替えにあつたことを 退の方を重視しているし、バルック二世もアダムズと同一見解に立

十二の船舶は不用となり、二十年間も商業にたずさわつていたヴェらなかつた。たとえばニューヨークにおいて以前の糖蜜価格は一ガらなかつた。そのうえかつて奴隷貿易に従事していた十ないしい、一ガロン三ペンスの税によつて一・二ペンス分だけはね上り、が、一ガロン三ペンスの税によつて一・二ペンス分だけはね上り、が、一ガロン三ペンスの税によつて一・二ペンス分だけはね上り、が、一ガロンニペンスの税によって一・二ペンス分だけはね上り、が、一ガロンニペンスの税によって、単なる予想の段階にとどまり安値となった。

枯渇が憂魔された。 いう状態を呈した(収支のおびただしいへだたり)。いきおい正貨のドの製品を本国から輸入しながら、輸出は四万ポンドにすぎないとドの製品を本国から輸入しながら、輸出は四万ポンドにすぎないとテランが不況のため引退した。ベンシルヴァニアでも年五十万ポン

ボストンではホィールライト(Nathaniel Wheelwright)、スコレー(John Scollay)、スコット(Joseph Scott)をはじめ大商家がぞくぞくと破産した。同市最大の商人トーマス・ハンコックの死によくぞもつていたジョン・ハンコックは次のごとく書いたといわれる。係をもつていたジョン・ハンコックは次のごとく書いたといわれる。係をもつていたジョン・ハンコックは次のごとく書いたといわれる。「事態は悪い。……同地ではもつと悪くなるだろう。要はこんな具合だから、誰が安全か安全でないかは分つたものではない」と。現に大五年六月、西インド貿易に従事したボストンの船舶は五分の一以下となり、正貨の流通も杜絶える状態であつた。

商業的不振は地価の暴落にも影響した。たとえばマサチュセッル・ヴォランタウン(Voluntown)では一エーカーが三十ポンドからツ・ヴォランタウン(Voluntown)では一エーカーが三十ポンドからツ・ヴォランタウン(Voluntown)では一エーカーが三十ポンドからツ・ヴォランタウン(Voluntown)では一エーカーが三十ポンドからツ・ヴォランタウン(Stonington)、クロートン(Croton)およびその周辺の地価が半値となつた。ロード・アイランドでも同様であり、戦後一両年にして地価は四分の一――二分の一に下落した。あり、戦後一両年にして地価は四分の一――二分の一に下落した。

ので、たまたまハーヴァード大学が焼けた。天はマサチュセット学の図書館に移転していた代議会は頻焼した。天はマサチュセッッ人をうち懲らすかのごく思われたのである。。しかも商業取がりつつあつたとは当然推察されるところである。しかも商業取がりつつあつたとは当然推察されるところである。しかも商業取がりつつあったといったといわれる。ので、たまたまハーヴァード大学が焼けた。天然痘を避けるため同大学の図書館に移転していた代議会は頻焼した。天はマサチュセッッ人をうち懲らすかのごく思われたのである)。

をく十マイル以上にわたつて印紙をはこぶことができた。 のであったといわれ のであったといいのであったといわれ のであったといいのであったといいであったといわれ のであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいのであったといいであったといいであったといいのであったといいのであったといいであった。 のであったといいのであったといいのであったといいであった。

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

なく、 バ ジ は、条例反対の民衆暴動を避けるためではなくて、債権者 ۱ • 力、 反対したが、この場合でも反抗は当地の住民によつてでは したということである」と。大体西インドではセント ことにより、 すなわち同島の住民が印紙の附いた書類を進んで受容する びデヴィドソン両船長から、 歳されている。「先週バルバドスから到着したリーズおよ 十二月二十七日の て運動をおさえ、 か のらえジョージアでは、 いわれている。西インドと同様にハリファックス、ケベッ ルバドスの住民もたやすく服従した。 I 逃れるためであつた。 オーガスティ (St. Kitts) 東フロリダでも反抗はなかつた。 港に碇泊中のアメリカ船の船員たちから起されたと ジアでも、 彼らの自由と財産との喪失にたやすく服従 とネヴィス(Nevis) 印紙売捌人の任命を知事に懇請した。そ 反抗の推進力たるべき商人自身が豹変し ^= - - · ンから印紙売捌入が逃亡をくわだてたの 若干の印紙が実際に使用されたの はじめ抵抗運動の気配を見せた ロンドン・ガゼット紙》 われわれは次のことを知つた。 だけが印紙条例に 東フロ このことは六五年 リグの に記 • 乜 卡 ン

要な意味をもつ。

発展した。この二つの形態の抵抗は、後への伏線として重gress)の行き方でもあつた――にとどまらず、民衆暴動にとかる。以上の事実をあわせ考えるとき、印紙条例への反抗を普遍的とする見解は厳密には正しくない。

プシャ 翌年春印紙条例撤廃の知らせが到達するまで、® 場合ほど暴力的ではないが十数回というおびただしい数に という。 く繰りかえされた。これらを総称して一般に印紙条例 の実施日=十一月一日からはじまり翌年におよぶ)が、代 おいて抵抗の執拗さをもの語るニニ 急激・暴力的な《八月一揆》 民衆のデモや暴動は一七六五年八月ボストンにはじまり、 1 なかでも八月十四日と二十六日ボスト からサウス 0 カロラ (August Riots) イナにいたる各地 I ∄ 1 クの騒擾 <u>-</u> ボ ンに起つた ど ス 何回とな I ŀ 一揆

ークの場合について、騒擾の情況をうかがつて見よう。表的なものとして知られている。ボストンおよびニュー

∄

がら避難した。 調度品はもちろん、ボスト ポ 最高裁判所主席判事、 び彼の家を破壊、 の反抗の意を示す)、 なきまでに破壊した。ハッチンソンは家族とともに命から らは再びハッチンソンの家をおそい夜どおし掠奪をつづけ、 の家に押しかけ、窓を破壊した。次いで二十六日の夜、 ーの義兄弟にあたるトーマス・ハッチンソン――副知事、 ためオリヴァ にボストン南端の (effygy) を古靴のなかから覗いた角ある悪魔の頭と 一緒 切つたボストン民衆は、 Oliver)の家を破壊して気勢を上げ印紙条例一揆の口火を ンド、 八月一日マ サチュ サチュ ーはただちに辞職した。 損害は当時の金で三千ポンド セ ツ 新設の印紙事務所を打ちこわした。この 《自由の樹》へぶらさげ セッツ印紙売捌人オリヴァー(Andrew 参議会議長の要職を兼ね、 夜に入るや数千の大群集をなして再 ツ・オリガーキィの代表的人物· 十四日の朝オリヴァ ン中最も広壮なその邸宅を完膚 翌日群集はオリヴァ (印紙売捌入へ (のちイギ ーの案山子 年収三百 彼 IJ

> ら発見された。ハッチンソン自身印紙条例には反対であり しうるものはなかつた。二十六日の夜をとおして、ボスト **焼却された。** の関係者にも及び、それらの建物や種々の記録が破壊され 買つたのである。そのほか民衆の攻撃は海事裁判所や税関 D, ながら、彼が富裕者でありオリガー とができる。なお彼が三十年間にわたつて材料をあつめ、 の償いを得た)。 ン の原稿も騒擾で散佚し、 アメリカ革命の史料として貴重な「マサチュセッツ湾史」 活をしていたか、 た事情を考えると、彼がい ス はテル 政府によつて三千百九十四ポンド十七シリング六ペ 且つ印紙売捌人の義兄弟であつたため、 1 ルの状態を呈したといわ 現場に居あわせた官吏のだれ一人として干渉 損害がいかに大きかつたかを理解すると 年収四十ポンドで一般民衆が暮してゆけ 部は数日後街頭の泥沼のなかか かに巨額の収入を得、 れる。 8 キィの代表的人物であ 民衆の反感を 豪奢な生 ンス

tresor) イギリス船舶の機関士モント = ᆵ I の日記から明らかにすることができる。 3 . 奵 の騒擾については、 V ソ ール大尉 当時港に碇泊してい (John Mon-(以下モン

V

わゆる「印紙条例一揆」について(上)

(今津)

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

トレソールの日記。文中のカッコは筆者の解説)

(十月二十二日)、印紙条例会議がイギリス議会への請願(十月二十二日)、印紙条例会議がイギリス議会への請願ともにフリゲート――に護衛されたエドワード号が十束のともにフリゲート――に護衛されたエドワード号が十束の日紙を積んで入港した。約二千人の群集が印紙の陸上げに反対するため会合した。不穏な空気を見てとつた副知事および参議会議員は、翌日、夜陰に乗じて印紙を要塞に移した。一方、急進的なサンズ・オヴ・リバティは次のプラカた。一方、急進的なサンズ・オヴ・リバティは次のプラカードをかかげて市を練り歩いた。

「祖国のために

べし。結果に責任を負わず。男ありて印紙を配布ないし使用のうえは家屋、身柄に注意す

民の声

右宣誓す」

約三百人の大工、黒人奴隷その他に合流して三千人に達した)。彼ーヨーク市に流れこんだ。これらの農民は四百――五百人の船員、どろくべき多数の群集が街頭に集結した(多くの農民がニュ(十一月一日、印紙条例実施の)第一日目の夜七時頃、お

はなお増加した……五百ないし六百のロウソクを手にして。はなお増加した……五百ないし六百のロウソクを手にして。はなお増加した……五百ないし六百のロウソクを手にして。は(守備隊長)ジェームズ少佐が群集を見たとたん、次のは(守備隊長)ジェームズ少佐が群集を見たとたん、次のは(守備隊長)ジェームズ少佐が群集を見たとたん、次のは(守備隊長)ジェームズ少佐が群集を見たとたん、次のごとくいうのを聞いた。「そら来たぞ。怪しからん」と。家の破壊を揚言、且つ知事の案山子と馬車とを焼いただけで引き上げた。因みにジェームズ少佐への報復とは次のことを指す。もともとニューヨーク市は戦略上の拠点であるにかかわらず、要霊設備はいちじるしく資弱であり、守備兵も百五十一人にすぎなかつた。こういう状態にありながらジェームズは、ごく少数の兵で群集を蹴ちらしうると豪語した。それへの仕返しである)。

れを彼らは族の代わりにした)以外のすべてを焼きはらつた、書物を焼き、庭で酒を交わし、一枚の赤い絹カーテンへその陶器や家具類、羽毛の寝具をこわして街頭に投げ出し、の陶器の馬車を焼いたのち、群集はジェームズの家に押し

議会議員を派遣して交渉させた。万事、 つた。 デモは暗くなるまえからはじまつた。 (翌日) 一方要塞は戦闘準備のため補塡された。(この日も) 彼らは知事を生かしておくべきかどうかを語り合 (しかし) 平和裡におこなわ 知事は参

れた。すべての群集が家にかえつた。

には、 もサンズ・オヴ・リバティの面前で辞職を約束した。 ズは騒擾の責任を負つて本国に召還された。十二月はじめ 後まもなく)印紙の大半は本国に送りかえされ、ジェーム ことを認めた。これには数千の群集がつきそつた。 の北端) に集結し、 武装を決議した。その結果知事は譲歩 ド号の船長は逃亡し、 し印紙を市長と市参事会員にわたして、市役所に移管する した。つづいて群集はフィールズ(Fields---ニューヨーク市 ン》((Sons of Neptune)) による告示)。 ここにおいてエドワ た(サンズ・オヴ・リバティの一派《サンズ・オヴ・ネプテュ しなかつた。大デモの数日後には要塞攻撃の告示が出され しかしまだ知事が印紙を保管している以上、 印紙売捌人のマ 知事の家族もコヴェ ッキーヴァーズ (James McEvers) ントリ号に避難 民衆は満足 (その

> 的を達した。にもかかわらず騒擾は終結せず、翌年の二月 (とういう措置によつて十一月一日の大デモは一応の目

下旬までつづいた)。

がロウソクを与えられた。 威嚇して手に入れたものである。 から押収したものであり、 V 印紙条例実施の責任者たちの) 案山子 を 先頭に 行進を おこ な (十二月十七日のデモ)(八時頃群集はグレンヴィルをはじめ 次いでこれらの案山子を焼却した。群集の誰もかれも 供出を拒んだ場合は放火すると ロウソクは彼らが行進中に民家

medy ——エドワード号船長)の家を破壊するため集つたが、 市長(の策略)によつて鎮圧された。彼(市長)を怖れさせ る手管……(すなわち) (十二月二十四日) 群集はケネディ船長(Captain Ke-群集はかつぎまわる案山子をつく

(445)

辱を防ぐ適宜な措置が講ぜられた。 案山子を焼く決議をしたが、夕方集結した将兵によつて侮 (十二月三十一日) この夜群集は(イギリス軍) 司令官の

ることに従事した。

(六六年一月一日) 二人の船長 (コヴェントリ号とガーラ

わゆる

「印紙条例一揆」について(上)(今津)

のプラカードがあらわれた。ンド号)の案山子をつくり身柄をおびやかすといういくた

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

運動方針を検討した。(数日後)四百人のリバティ・ボー会し、ニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティに劣らない(一月四日) オルバニイの《リバティ・ボーイズ》が集

のほかに印紙売捌人となることを噂されていた人)の家をおそいイズがヴァン・シャーク(Van Schaack――マッキーヴァーズ

破壊した。

会に出席し、印紙売捌人とならないことを誓約した。

(翌日)シャークはサンズ・オヴ・リバティの

配したサンズ・オヴ・リバティは、印紙条例が実施されるイズと通信委員会を結成した。(その直後)市の新聞を支(二月三日) ニュヨーク市民衆は近隣のリバティ・ボー

を使用したという知らせをうけた)。彼らはアリコック商人――チャールズ・ウィリアムとピンタード――が印紙(二月十四日。サンズ・オヴ・リバティは二人の著名なのを甘受するよりも全力をつくして戦うことを声明した。

(Joseph Allicocke)

ラム (John Lumb) およびシアズ

(Isuuc Seurs) を指導者として集まり、これら紳士たち

の間、群集は船の碇泊する近くの埠頭から次のように叫びド号に派遣して副長ハラム(Hallam)と 交渉させた。 とサンズ・オヴ・リバティはアリコックとシアズをガーランサンズ・オヴ・リバティはアリコックとシアズをガーラン・ (当月十四日の一揆の後)、ケネディ船長の代わりのコナ

がニューヨーク・サンズ・オヴ・リバティを応援すべく、 またまコネティカットのプトナム大佐(Colonel Putnam) またまコネティカットのプトナム大佐(Colonel Putnam) が戦闘準備をおこなつたことを発見した。……このときたが戦闘準備をおこなつたことを発見した。……このときた が戦闘準備をおこなったことを発見した。がとき、彼らは船 を攻撃する準備をした。司令官ゲージはガーランド号を つづけた。「首に繩をつけて副長を引つばつてこい」と。

ハラム氏は一言の挨拶もしなかつた。

(翌日)

群集はハラムを引きわたさない場合を予想して、

農村や諸地方から多くの人々が来た……或るものはわれわれ都市住 れぞれ自己の自由を保持し、もし支援が必要とあればわれわれを助 民の毅然たる態度に満足して家にかえり、自己の居住地においてそ リ・ポスト・ボーイ紙》に記述されているといわれる。「近くの 五年十一月七日の《ニューヨーク・ガゼット紙》および《ウィーク うとした。その点について直接史料を入手しえなかつたが、

一七六 触れたごとく、十一月一日の大デモには農民が都市民衆に協力しよ れた。しかも一揆の推進力は都市住民だけに限られなかつた。先に く、ニューヨーク市の印紙条例一揆は長期の執拗さをもつて展開さ は、 ことがわかつた)、 ズ・オヴ・リバティは依存性の脱却をもとめつつあつた。 印紙条例撒廃の知らせが到着して(後になつてその誤りである 一万の民兵を送るという知らせが着いた。本国軍との衝突 (このようなモントレソールの日記の一部からも理解されるごと 一触即発のところへ来た。こういう事態においてサン はじめて衝突を避けることができた。

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)分な解説にすぎないが、これに類似の現象はジョージアを以上はボストンおよびニューヨークに起つた騒擾の不十

けるであろうことを決意した」と。そのうえ都市住民による抵抗が®

執拗さをくわえるにつれて、農村地方にも騒優が頻発している。本

稿四、参照

たつた。またジョージアを除いて印紙自体も適当に保管さ 除く十二植民地の主要都市で一様に繰りかんされている。 外のなにものも条例を強制しえない」のは分りきつたこと ら印紙条例実施の期日が到来した前後において、「武力以 長および市参事会員の手を経て市役所に保管された。だか れ、ほとんど配布のはこびにいたらなかつた。 て十二月までには、最後のヒューズも辞職の止むなきにい ズ(John Hughes)をはじめ二、三人だけとなつた。 通じて現職にとどまつたものはフィラデルフィアのヒュー こういう民衆の反抗に遭つて印紙売捌人はぞくぞく辞職し、 であつた。(未完) ョーク要塞にそれぞれ収められ、ニュ ッツではウィリアム城に、 一揆が起つてから二カ月のあいだに(九月)、植民地全体を コネティカットの印紙は 1 ∄ ークの印紙は市 7 サチュセ さし 크 ı

① 特にニューヨークについては H. B. Yoshpe の二労作"The Delancey Estate, Did the Revolution Democratize Landholding in New York" in New York History, ×団(1986) および The Disposition of Loyalist Estates in the Southern District of the State of New York(1989)がある。前者は入手しえなかつた

てグレーその他一般背以外に知らない。益である。アメリカ全体に関するこの方面の概説は、不肖にしが、後者の附録に載せられた土地投機の統計五篇はきわめて有

- ② 「アメリカ革命史の歴史」については、近く発表の予定であ
- ③ Bernard Fay, L'Esprit révolutionnaire en France et aux États-Unis, 1927, pp. 52—53; Carl Becker, The Eve of the Revolution, 1918, pp. 244—45; Becker, The Declaration of Independence, 1922, p. 129. なおベッカーが提供した革命の一史料"Jeremiah Wynkoop"に見られる義理の親子の会話が同一の事情をつたえている(Cf. Becker, The Spirit of 76)。前記ベッカー自身の立論も、この史料に支えられたと思われる。
- **(1)** で 凮 は かえつて勤王派の決意を固めるだけの結果となつた。 造された。ところがシアズは勤王派によつてすげなく拒まれ、 争を誓約せしめようとした。 将軍はロング・アイランド勤王派に対して、英本国への武力闘 れば次のとおりである。⊖一七七六年はじめチャー 1943, pp. 484-86 参照。 に一七七五年一月十九日、愛国派のリチャー 伏させようとする愛国派の手段でもあつたことを示す。臼す イギリスに反抗して武器をとるという行為自体が、 たとえば J. C. Miller, Origins of the American Revolution, ミラー教授が引用した 事実を指摘す そのためアイザック・シアズが ŀ., ダービィ 二 n 勤王派 この事実 ズ・リー 派

れつつあるように思われる。 れつつあるように思われる。 地はサミュエル・アダムズに宛てて次のように書きなくつてい との怪物に致命傷を負わせる唯一の方法である、と。こう で、この怪物に致命傷を負わせる唯一の方法である、と。こう で、この怪物に致命傷を負わせる唯一の方法である、と。こう で、この怪物に致命傷を負わせる唯一の方法である、と。こう

-) L. M. Hacker, "The First American Revolution" in Columbia University Quarterly. XX则 (Sept., 1935) 贪糖铅。
- は Carolina" in Annual Report of the Amer. Hist, Assn. (1894); Edward McCrady, The History of South Carolina in the Revolution (1901); M. L. Daniel, The Revolutionary Movement in Georgia (1927); Philip Davidson, "The Southern Background on the Eve of the Revolution" in Essays in Honor of William E. Dodd, edited by Avery Craven (1935); R. O. DeMond, The Loyalists in North Carolina during the Revolution (1940) などによって検討されて来たが、一九三四年に H. Icfler & C. Hill eds., North Carolina History Told by Contemporaries (史料集) が公刊されてから、すくなくもノース・カロライナに関しては決定的事実となつている。

側法はロウアー・サウスに恩恵的な一面を与えた。これによつについては次の諸点があげられる。⊖一七六四年のイギリス統因みに、ロウアー・サウスの西部農民が勤王派であつた理由

が

阿

1

ゴ

4 わゆる「印紙条例一揆」について(上) (今津) た。 展開され、 る法律家との

しかも東部では愛国主義が優越したため、

東部に対する西部農民

の憤りは解消されていなか

西部農民は勣王

あいだには、

すでに七〇年

"Regulator War"

となった。

7 lutionary Generation, 1763—1790, 1943, p. 227)° 息子ウィリアムは 動王派に投じた(E. B. Greene, であつた。最も著名なのはフランクリン父子の場合であつて、 事ウェントウォ ウス・カロライナ 副 国派であつたが、 あたり概して若い世代は愛国派に属したが、 1 れも愛国派に走つた。 フは愛国派指導者 王派にくみし逃亡した。 は大陸会議初代議長として活躍した。 マス・ヘイワードは勤王派を父にもつた。 知事ウィリアム・ブルは国王に味方したが、 イ家でジョ 家族相剋の著名な例をあげておく。 シアは熱烈な愛国派であ ースはもちろん勤王派に属したが、 息子は勤王派となり、 のゲブリエル・マニゴールト老は活動的 エド また同地における独立宣言の一調印者ト Æ ヴァジニア勤王派の ンドの父であり、 Ó ₹ ニューハンプシャー サ た サ ジ ゥ が チ これら家族相 3 ジ 例外もあつた。 ス・カ 2 三人の甥は 3 > 办 -tz O 3 ン ッ 父は愛国派 兄弟ペイト П ュ ッ ラ ラ 0 æ. 1 ン ド ル ŋ な変 剋に いず ナで は 1 知 -J}-勤

(449)

(8) £. R. M. Morais, The Struggle for American Freedom, 1944,

4.

- 9 1948, p. Greene, 57 ibid., note Ģ 229; J. C. Miller, Triumph of Freedom,
- (10) 丰 に達するというアダ Miller, Triumph, p. 57 note. ンへの書節)。 ムズの証言は著名 勤王派の総数が人口の三分の (一八一四年、 T M
- 勯 王派に対する愛国派の激烈な非難については > ಭ Hart,

(11)

ed., American History Told by Contemporaries, II, pp. 474—75 参照。

- ② C. P. Nettels, The Roots of American Civilization, 1938, p. 679.
- United States, 1949, p. 852)、大体次のような点を指摘しうる。 rican Biography, Thomas Hutchinson の項参照)。 との一月二・ 場では、実際上の現金支払は年五―十ポンドであつた(Wright, 四セントであつたから、上の額は一・五―二シリングとなる)、 United States, 1984, p. 89. によれば、一シリングは大体二十 教師代をふくむ)。 また一般労働者の賃録は一日三十五 ― 五 十 ibid, p. 852)。こう考えると、年四十ポンド(一日二・一シリ あれば十分であつたと推定されている。概して自給自足的な農 前提として、生活必需品と貯蓄とのために年二十―七十ポンド 熟練工の場合は六十―百二十五セント(二・五―五シリング)で リンチ (F. A. Shannon, Economic History of the People of the 出すことはできないが (C. W. Wright, Economic History of ーシリング余という額は、イギリスの農業労働者Cプラウマン) ンド 七六八年にプリンストン大学生の年学資は二十三―十三―零 六ペンスのほか、間代、燃料代、ロウソク代、 ライト敦授がいつているごとく、当時の生活費を正確 (平均約六十三ドル)であつた(一週間の賄料六シリ 自己の農場から多少の食糧を得る労働者は完全雇傭を あれば暮してゆけたようである(Dictionary of Ame 洗濯代、 に割り
 - id., p. 75 参照)。 もちろん―七四〇年頃すでに 年百ポンドのは., p. 75 参照)。 もちろん―七四〇年頃すでに 年百ポンドの年限三百ポンドをえたハッチンソンのような例外もある。なるほどこれらの数字は二十世紀と比較すれば小 さいが、第 一次世界戦争直前の実質貨銀のほぼ三―四倍であつ たといわれる 世界戦争直前の実質貨銀のほぼ三―四倍であつたといわれる (Wright, libid., p. 104)。
 - (Wright, ibid., p. 104)°

(1.1)

Miller, Triumph, p. 58 note

Greene, ibid., p. 306. グリーンの数字と多少く い違うが、 ニューヨーク市勤王派および同脱出者に関するバルック二世の 研究は次のとおりである (Cf. O. T. Barck, Jr., New York City during the War for Independence, 1931)。革命戦争前、国王への支持者は人口の半ばをふくんでいた。そしてイギリス軍が同 でも領したとき、勤王派の数はおそらく人口の三分の二に達 市を占領したとき、勤王派の数はおそらく人口の三分の二に達 でん (p. 207)。

国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出

以下の子供、千二百三十二人は奉公人であった、 四千六百七十一人は十歳以上の子供、四千五百七十五人は十歳 のうち一万二千三百八十三人は男子、五千四百八十六人は女子 六人、ハリファックス――六五一人、ダートマス――四八〇人 および note)。 セント・ジョンズ島---としてセ サマクォディーー一七八七人、ディグビィーー一二九五 ェダブクトー――一〇五三人、カンバーランド―― ント・ジョン、 ババー スコシァに去つた。 ニュー・ブランスウィック、 三八〇人その他。カナダに行つた人々 七九二三人、アナポリス――一八三〇 セ ント ક (રુ 3/ エル 人五

- (9) Miller, Triumph, p. 55.
- ろんである。逃亡者の一人ピーター・ヴァン・シャークは市民 六百十四人に増えている (Barck, Jr., ibid., p. 229)。 それが人 八月の人口は一万一千人であつたが、八六年八月には二万三千 政界の指導者六十人中、 権をとり戻し、 日の自然増加や新しい移住だけに原因するのでないことはもち 一代表となつた。 人のうち七人は合衆国憲法の批准を積極的に主張した。この たとえばニューョークは勤王派の脱出によつて、一七八三年 トンも脱出者であつた。 ド・ハリソンは合衆国憲法を批准したニューヨー 法曹界に復帰して名士でありつづけた。 ニューヨー 十一人はかつて勤王派で 連合規約時代に ク銀行の会計主任ウィ おいてニューヨーク あり、 リアム・シ ク協議会の ごっ ŋ

306―08)。 206―08)。

- 保守主義者たちの政治・社会思想―― いずれに加担しようと、 な解説が見られる。彼ら保守派はたとえ勤王派または愛国派 か──については同書Ⅳ・▼参照。 nservatism in Early American History (1948), Chap. II, 代表的 商人による社会的支配の理想については L. W. Labarec, Co Miller, Origins, **拙稿「ジョン・ディッキンソンのえらんだ道」** p. 498 社会的に現状維持が理想であつた。 より引用。 ここには簡潔にして包括 ―彼らが民衆をどう考えた なおプランターや (史林) 鬗
- 雁。 Miller, Origins, p. 503.

20

-) Morais, ibid., pp. 221—22.
- 意)と(Miller, Triumph, p. 350)。 意)と(Miller, Triumph, p. 350)。

れた。ペンシルヴァニァほどきびしい財産資格を附せられている信仰と公職との自由。臼男子普通選挙――財産資格は廃止さ同憲法の内容は次のどとし。臼すべてのキリスト教徒におけ

(v)

わゆる「印紙条例一揆」について(上)

わゆる「 印紙条例一 揆」について(上) (今津)

年任期、 任期は または つて 植 実上は とした。 そこで新憲法は 限に任期をつづけ、 え参議会はプレジデ するが、 なくなり、 攻 もつたが、 畤 ことのないように、 実体ははなはだしく異なる。 代でも同 (1)毎年開 会も る規定、 民地 つた点でいちじるし 代でも実質上は領 税者はすべて参政権 の強 ある でオリ いわずか 法律の施行を 地 一院の議会でもあつたといいうるが、 彼らは Œ こうして民衆を代表する談 参議会議員は一期 地 か> は 的な領主代理知事も、 ガーキィ 十三人からなる参議会と一人のプレジデント かつて絶対権を附与された行政部が立法部 参議 れ 75 テ È ・る一院 カュ ス はずのものでは いずれ 会は立法的 "rotation in office" 0 ŀ た ント 制議 領主的利益につくし を強 L 妨げることがで 主代理知事と行政参議 相 カ> ァ も議会の法律に対して拒否権をもたず、 をも かゝ い変化で 5 耳 クト》 も立法部 固にしていたもの をけん制 一に制 会 機 この ち且つ代議士たる (七年) (24) 能 約された二元的行政 0 なかつた。 ことは あ 、最高権限をもつ議 を 議会は絶対権 代談 規定などが によつてえらばれる。 る。 する機能をはたす。 ほとんどもたな 会の 以上をつとめるべ の きない。 会を制 原則 なぜなら囲 いちじるし 絶対 てい そ を設け、 は参議会議 会との二元 約し à 0) 権 たことで をも 代プレジ 形体は類似し Ø ほ 0 る 権 やす まえに カ> 知事 利を 部 会を侵害する カゝ つ。 4 代議 裁 つった 、改革で 級判官 ず きで の下 植民 公立 あ 員が (L) デ ń 的 有 植民 礼 は そ 士: 0 か ン が 性 争 **ታ**> 存在 まや K な た。 のち こても 法 は 無 つ ŀ 位 格 Б 地 関 か て Ø 四 坳

渉

行

た

ン ス ※ とを声明した。 ても新憲法擁 政を完徹しようとしたペ において最も異彩を放 の原則 を迫らことに汲 酸派は、 他 の多くの邦憲法が それ つ成果 ンシルヴ が貧しき 々とし 0 つで ァ Ã て ^ = チ 々 あつたと ア憲法は、 たとき、 0 四年、 7 た ŋ B 0 爽 ァ B V ァ Ų١ 0 文字に 5 × ۲, 6 y あ 審 カ バ る 民 ラ 蓝

"rotation in office" 権限 る。 (|) 司 人民から三年任期でえらば 放しうる。 憲法修正内容は次のごとし。 に認められる。 。 る める ざり 政部 玄 頃から顕著な形をとる。 五人委員会によつて邦憲法修正 ~ ź> は、 ンシ 彼 許 法部の地位を大幅に E 現職 次いで、 ことがで は官吏の犯罪者の場合をのぞいて、 ż の最高権力とする。 年任期で 保守的 ない。 いちじるし ル にとどまりうる。 彼は臨時に立 ヴェア保守化の 何行政 裁判官は知事によつて任命さ きる。国官更が といわれるマ 知事は広い任命権をもち且つ拒否権を 立法部からえらば 反動は合衆国 部 いう原則 の権 上げ、 法議会を召集しらる。 れ (1)相互 との 傾 术 沙 限 向 ₩カな一元的行政 ヴィ も修正 九年間 独裁的になることを防ぐ チ 旧憲法の の増大は は、 レポ 'n, にけ に関するレポー 0 れ セ ッ ンス教授の言 1 され 他 3 は在職しうる。 七八 ん制しあう二元的 ž 0 ツ憲法の ような立法部 知事のもつ広汎 にもとず る。 v いら旧方式が すべての ずれ れる た 要するに知 |薬を使 が、 にとえば 場合 K トが 憲法問 いた 部 B 犯罪者を こうし ににも当 ts 過 から 九〇年 作 いえば、 一失なき ため 行 知 か> ts. 立. 知 成 題 つつた 使 一法部 Ø 事. 3 は て 0 釈 す 7 を Ó

は

*ከ*ኣ れ わ

- (Allan Nevins, The American States during and after the Revolution, 1924, p. 200)。なおペンシルヴァニア民主憲法の成立
- Dictionary of American Biography, X, p. 446; Greene, ibid.,
 p. 211.
- ⑤ E. C. Burnett, ed., Letters of Members of the Continental Congress, I, p.lii; Greene, ibid., p. 211.
- E. C. Burnett, ed., ibid., I, p. 13.
- ② 既出⑦参照。
- H. U. Faulkner, Amer. Polit. and Soc. Hist., 1948, p. 103より転用。特にニューヨークにおける勤王派七つのグループとおよびその小作人、闫専門的職業にたずさわるもの、|回戦闘によって被害をうけた町の富裕な商人、| 国イギリスの支配下にあったときは恵まれていたが、大陸会議の支配に切りかえられたり、また戦争が起つたため損害をうけた保守的農民、| 20金銭的財、また戦争が起つたため損害をうけた保守的農民、| 20金銭的財産を対したが、大陸会議の支配に切りかえられたり、また戦争が起つたため損害をうけた保守的農民、| 20金銭的財産などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を書関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者、を適用することができるとされる。
- いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)がに多くが愛国派となつたかの研究であつて、教養・品位・公かに多くが愛国派となつたかの研究であつて、教養・品位・公かに多くが愛国派となったかの研究であつて、教授に捧げた G. C.

- 39 所収)。 ある (R. B. Morris, ed., The Era of American Revolution, 19 職および富を古い秩序の属性とする画一的解釈に対する反撥で
- 自身が指摘している(p.145)。 王派研究を一歩進めようとする意図をもつ点については、著者 受いるでは、VI. 特に、Pp. 164-65. 本書がこれまでの勤
- (a) Labaree, ibid., p. 151.
- (2) I.abaree, ibid., p. 164.
- 参照。 品を処分した商人 (Nettels, ibid, p. 627)。 要するにイギリス 商人、白既存の商業的関係が帝国内にあつた商人、自イギリス れている。円植民地へのイギリス軍の輸送を国王から箭負つた る保守主義(一部は勤王派、一部は愛国保守派) 信仰自由を認めたことによる。なお彼らがその宗教的信条から (Nettels, ibid., pp.75-78)。 クェーカー教徒がロード・アイラ 重商主義と直結した植民地商人。 商館の代理人となり、またイギリス商人の委託をらけてその商 とうらいは Labaree, ibid., pp. 102-03, 127-28, 152, 始キリスト教への熱烈な復帰を意図しながら、他方貧困という ンドやペンシルヴァニアに多かつたのは、それらの地方が広 ことを信用せず、 暮しに困らない新興の階級から支持され た クェーカーはそれまでの宗教改革の不十分な点をおぎな 因みに植民地合法商人とは次のごとき人々をふくむとさ に加担した点 154を

(453)

その興味ある分析については Labarce, ibid., L. 参照。参議

(34)

12

会は、 間接には、代議士さえも参議会議員によつてえらばれた。 が、その政治的権力は強大であり、あらゆる重要な問題におい をもつていた。 問題に関する知事の諮問機関という立法・司法・行政の三機能 て領主代理知事を輔佐し、代理知事に次ぐ威勢を誇つていた。 王領植民地 領主植民地では第三の機能をしかもたなかつた にお いては立法部の上院、最高裁判所、 行

- 35 Labaree, ibid., pp. 70-71.
- してのプランターによる生産の分化および西部土地投機 開への彼らの努力、イギリス政府による拒絶、最後の打開策と ントンの転向にこれら二つの方向が認められる)などについて Nettels, ibid., pp. 416—24 に簡潔な解説が見られる。 バコの収益のあがらない理由、プランターの窮状、窮状打 ヘアシ
- て不分明である。 ただし彼らを勤王派となつた法律家と区別する尺度はきわめ
- (38) Mark, Agrarian Conflicts in Colonial New York, 1940, Chap Ⅵ, Conclusion 3 参照 共和主義的ヤンキーの反撥にあった ことについては、Irving その理由がニューヨーク土地投機業者(ヨーカー)に対する
- Miller, Origins, p. 486
- (11) L. H. Butterfield, ed., Letters of Benjamin Rush, 1951. I, p.
- 11 John Quincy Adams, 1946, p. 203 Koch and W. Peden, eds., Selected Writings of John and

- び勤王派を用いる。 しかし本稿では名称の問題に拘泥せず、はじめから愛国派およ はこらいう言葉はなく、ホイッグもしくはトーリーと呼ばれた。 派と呼ばれたようであり (Greene, ibid., p. 211)、 あたつて、これを支持した人々が愛国派、拒否した人々が勤王 ている。つまりコンティネンタル・アソシニーションの 愛国派とか勤王派という名称はほぼ 一七七四年頃にあらわ! それ以前
- (13) American Mind Cf. Miller, Origins, Chap. WI, The Ideological Conflict; The
- **(1)** Nettels, ibid., pp. 637—38
- (15) 53; Lecky, History of England, IV, p. 68 H. S. Commager, ed., Documents of American History, 1934, p.
- (16) ザー紙》の非難。Cf. Miller, Origins, p. 113 たとえば一七七〇年一月十五日の《パブリック・アドヴァイ
- (18) Œ E. Channing, A. History of the United States, II, 1916, p. T. Adams, Revolutionary New England, 1923, p. 307
- E. Channing, ibid., p., 48; Miller, Origins, p. 112.
- ŋ 囲がすくなく税率も低い。たとえば一一般の普類はイギリスよ 事実アメリカに予定された印紙税は、本国の場合より適用の範 内において印紙税から上つた収入は約三十万ポンドであり、 低い税率、 ンヴィルがアメリカ植民地から期待した額の五倍にあたる。 C. W. Wright, ibid., p. 159. 一七六三年当時、イギリス国 臼少額の支払証書は多額の場合よりも低い税率、

植民地の方が軽かつたといえる(Channing, ibid, p. 49)。税されない、という具合である。だから印紙税は大体において証、赦免状、税関の展税証明書はイギリスと反対にまつたく課益酒類販売許可証、新聞、広告はイギリスと同率、岡結婚許可

ibid., pp. 48—49)° 使用中の法律証書に関し報告するよう指令している(Channing 紙税を政府に建言しているし、六四年八月には商務院総裁ハリ ロー (Henry M'Culloh) という男が、それぞれアメリカへの印 事ケイス (William Keith) が、七年戦争のおわり頃にはマッ にあてることを建言している。 印紙税を課しアメリカに六千人の兵士を駐屯させる費用の 海軍士官カミンズ (Archibald Cumins) が、三万ポンド以 ではない。すでに一七二二年、当時ボストンに在つたイギリス ら種々の提議が試みられていた。それゆえマサチュセッツやニ ファックス侯が植民地の知事たちに廻状をおくつて、植民地で ューコークでの一時的体験と相まつて、決して寝耳に水の問題 なお植民地に印紙税を課すということについては、はやくか 次いで二八年にはヴァジニア知 一部 上の ŋ

- mis, ibid, p. 166 参照。
-) Hacker and Zahler, eds., The Shaping of the American Tradition, 1947, p. 183.
- ☞ すくなくも不況が印紙条例の撤廃後、一七六八年中頃までつ◎ C. W. Wright, idid, p.160. なお本書p.140の図表参照。
- いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

い。 いたことについては、六八年八月一日ポストンの住民がむすがなお不況期であつたかどうかは、目下のところ史料をえな年がなお不況期であつたかどうかは、目下のところ史料をえない。

- Wright, ibid., p. 160.
- J. T. Adams, p. 298.

(56)

- (a) O. T. Barck, Jr., ibid., p. 21.
- (8) Hacker and Zahler, eds., ibid.; Wright, ibid

(455)

- ® Bernard, Select Letters on the Trade and Government of America, 1764. 1.7.; G. S. Callender, ed., Selections from the Economic History of the United States, 1909, pp. 133—34.
- © Callender, ed., ibid., p. 136
- ⑤ Becker, The Eve of the Revolution, p. 61 45 高用
- ② Annual Register, 1765, pp. 22 f.
- ©© Schlesinger, ibid., p. 58.
- 輸出四万ポンドをくわえてわずか六万ポンド、支出は実に五十pp. 196—97)。これによればペンシルヴァニアの年収入は対英会においてフランクリンが述べた解答(Hacker and Zahler, eds,) 一七六六年二月、印紙条例問題に関するイギリス下院の喚問

れている。 ンドで なお印紙条例会議の決議文にも、正貨の缺乏が述べら そのほか Schlesinger, ibid., p. あり、 年間 の印紙税をはらうだけの金銀貨もない、 68 参照。

- ルライト家の破産はひじよらなショックであつたようである。 ては、Schlesinger, ibid., pp. 66-67 六四年―六五年におけるハンコックの悲観的な書簡数篇につい Schlesinger, ibid., p. 57. 特にハンコックに 参照。 とつて、 7: 1 1
- Schlesinger, ibid., p. 57.
- ® ® J. T. Adams, ibid., p. 262.
- J. T. Adams, ibid., p. 298
- 刺戟したが、南部の不況は北部におけるような商業統制の影響 まだ見ていない。 をうけたものでない、と。しかし商人に転向したタバコ・プラン いる。不況はたしかに南部プランターをおそい本国への抵抗を ger (ibid., p. 62) ゃ Callender(ibid., p. 135n) は次のように見て 1950, p.255. なお経済不況と南部との関係について Schlesin-J 名氏の "American Husbandry" という史料があるが、 C. D. Bowen, John Adams and the American Revolution, 問題がのこされる。これについては Burnaby's "Travels" 筆者は
- (72) な I お砂糖条例に対する不満が普遍的でなかつたことについて、 たとえば Beard, The Rise of American Civilization, I. p. ョン植民地には概して恩恵的であつたが、商業植民地には ンガ ーは次のように いつている。 その法律はプランテ . 209.

ことごとく船長であつた、と (p.54)。 これらの事実をあげ

ンズの場合もその一族(三人の子供と四人の甥)

か>

なら

朩 プ゜ 丰 製鉄とラム製造とに関係していた) の見解の代 弁にほ 見解はその友人チャールズ・トムソン(輸入業者にして、 soon became incorporated with them)。 またディッキンソ so close, as a Lawyer and a useful Pleader for them, that he his である(ビーター・オリヴァーの言葉を使えば、Otis engrafted 令状を非合法として攻撃するよう依頼されていた という こと がボストンやセーラムの商人たちから、一七六一年の一般搜索 1 その友人サッチャー (Oxenbridge Thacher)、ディッキンソン、 んでいた。特にカティスの場合記憶されるべきことは、 ンコックを指導者とするボストン密輸業者と緊密な関係をむす L ホプキンズのごとき法律家がしきりに抵抗のパンフレットを出 の結成については pp.60-61)。 裕な農民であつたことは怪しむに足らぬ(商人による抵抗組織 関係をもつ法律家および自己の繁栄の根拠を十分に認識した富 者たちが西インドとの不法貿易にたずさわる商人、これと利害 アイランド、ペシシルヴァニアのような植民地から起り、 ては PP.52-53)。したがつて反撥がマサチュセッツ、ロ 打撃を与えた (Schlesinger, ibid., pp. スおよびサッチャーは、トーマス・ハンコックやジョ たが、彼らはいずれる商業的利益と深い関係にあつた。 self into the Body of Smugglers, and they embraced him 当時ジェームズ・オティス、 51, 53. その理 由 彼自身 ン・ハ にについ オテ 1 且.

およびその利害関係者によるものであつたことが知られる。だけでも、砂糖条例への反撥が概して地方的であり、密輸商人

- Miller, Origins, p. 140
- 回 原文は W. C. Abbott, New York in the American Revolution, 1929, pp. 66—67 区収錄。
- (E) Miller, Origins, pp. 140, 141.
- Schlesinger, ibid., p. 75. モリソン教授は「法外な従順さを示したノヴァ・スコシァを除くすべての植民地全階級のプライデしたノヴァ・スコシァを除くすべての植民地全階級のプライッでの and Documents illustrating the American Revolution, 19 51, xiv)、これは正しくない。
- ニューヨークにもたらされている。国王の承認をえた。撤廃の知らせは四月二十五、二十六の両日二十二日に二百七十五票対百六十七票で撤廃され、三月十八日、二十二日に二百七十五票対百六十七票で撤廃され、三月十八日
- (倒) Hutchinson Riot についてはクィンシイ二世の日記を見よ (Hart, ed., ibid., pp. 397—400)。その他 Becker, The Eve, pp. 84—85.
- Becker, The Eve, p. 85. この草稿は今日ボストン図書館につておく。いずれにしても巨額であつたことに変わりはない。の項参照。なおJ・T・アダムズ(ibid, p. 823) によればハッの項参照。なおJ・T・アダムズ(ibid, p. 823) によればハッの項参照。なおJ・T・アダムズ(ibid, p. 823) によればハッの項参照。なおJ・T・アダムズ(ibid, p. 823) によればハッの項参照。なおJ・T・アダムズ(ibid, p. 823) によればハックでは、
- いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

保管されている。

- § J. T. Adams, ibid., p. 323
- 感情が事実をやや誇張させた傾きがあるといわれる。 感情が事実をやや誇張させた傾きがあるといわれる。 感情が事実をやや誇張させた傾きがあるといわれる。 感情が事実をやや誇張させた傾きがあるといわれる。 がたいモリリールは民衆に反対であつたから、騒擾に対する緑悪のントレソールは民衆に反対であつたから、騒擾に対する緑悪のといたいモリールの手記は"Collections of the New York Historical Society for 1881"に収録されているが、(G. D. Scull ed., Montresor Journals)、アボットの前掲書にも必要部分がそのまま載せられている。
- Abbott, ibid., pp. 50-52.
- H. M. Morais, "The Sons of Liberty in New York" in The Era of the American Revolution, edited by R. B. Morris, 1989, 5
 p. 274; Miller, Origins, p. 143.
- Abbott, ibid., p. 56; Miller Origins, pp. 142—43
- (5) Abbott, ibid., p. 58
- Morris, ed., ibid., p. 276.
- (3) Abbott, ibid., p. 64; Morris, ed., ibid., p. 277.
- (S) Cf. Morris, ed., ibid., p. 279.
- © Cf. J. G. Palfrey, Compendious History of New England, IV, Chap. XIII; J. T. Adams, ibid., Chap. XIV; Miller, Origins, Chap. VI; Morris, ed., ibid. Chap. VI.
- ヨークに逃れたメリーランド印紙売捌人のフッド。のちの二人ヒューズのほかにニューヨークのマッキーヴァーズ、ニュー

@

はシアズを指導者とするサンズ・オヴ・リバティの圧力をらけ

彼自身の記載したモントレソール日記からして、このことはあ 紙売捌人にとどまつたものはフィラデルフィアの頑迷なクェー 職を十月以前にもつてゆき、「九月までに諸植民地を通じて印 カー教徒ヒューズ一人」としているが (Abbott, ibid. p. 38)、 て、十一月に辞職した。アボット教授はマッキーヴァーズの辞

きらかに誤りである。

93 Morris, ed., ibid., p. 276.

(94) Abbott, ibid., p. 59; J. T. Adams, ibid., p. 333.

イギリス下院喚問会におけるフランクリンの解答

(Hacker

and Zahler, eds., ibid., p. 197)

林」論文投 稿 規 定

史

「史林」の論文投稿規定は次の通りです。御含みの上会員諸賢の御投稿をお待ちして

おります。

新仮名遣を使用。学界動向・資料紹介・营評等も適当なものがあればお寄せ下さい。 枚数 原則として四百字詰五十枚以内(註をも含めて)。 一劃一字厳守。なるべく 尚採否、掲載に際しての取扱については編集委員会に一任させていただきます。

The so-called "Stamp Act Riots"

—chiefly from the viewpoint of considering the American Revolution as a social movement—

By

A. Imazu

The proposition that the American Revolution means the dual resistance against Great Britain and within the colonies still remains to be investigated especially in a way of looking at the complexity of social struggle within the colonies. The reason why the Stamp Act Riots ten years before the Declaration of Independence makes an epoch in the history of the Revolution can be explained not only by the fact that a united front covering the whole colonies was formed by the upper class and and lower classes, but by the fact that as the front was gradually middle bisected in the course of the riots, these two classes came to conflict each other under the name of "Liberty". As this appearance seems to show the prototype of the revolution, we will see the social character of the American revolutionary movement through the formation and bisecting tendency of radical society, "Sons of Liberty", claiming each other to be "true Sons of Liberty".

A Study on the Combs during the Yin Dynasty

By

S. Umehara

This article is an attempt to describe some characteristics of the combs from the Yin-site, Ho-nan-shing (河南省), China. I have picked up some of the combs of jade and a comb of bone. Having explained the characteristics of them, I attempted to find a typical feature common to all the finds. This, I might say, will illustrate a developed phase of civilization under the Yin dynasty and its effect upon the modes of costume of the age.